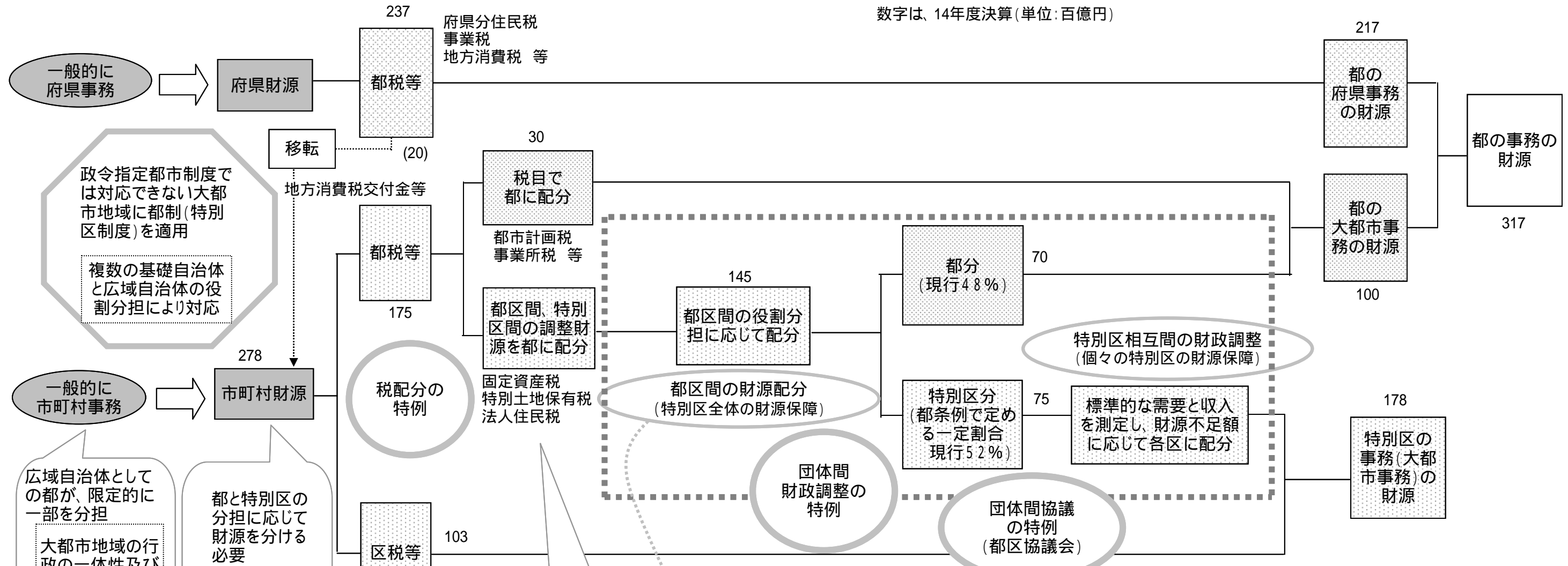


# 都区間の税配分の特例と都区財政調整制度の概要

数字は、14年度決算(単位:百億円)



一般的に府県事務

一般的に市町村事務

政令指定都市制度では対応できない大都市地域に都制(特別区制度)を適用

複数の基礎自治体と広域自治体の役割分担により対応

広域自治体としての都が、限定的に一部を分担

大都市地域の行政の一体性及び統一性確保の観点から、都が一体的に処理する必要があると認められる範囲

都と特別区の間に応じて財源を分ける必要

特別区間の行政水準の均衡を図るため、税源偏在を調整する必要

事務配分の特例

税配分の特例

税目で分けるには、税源偏在が著しすぎる

都区の役割分担の変動等に応じて調整が必要

各特別区に帰属させると再配分が困難

< 都区の財源配分の原則 >

特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように調整税の一定割合を配分する

都に留保される事務の財源を都に留保する

配分割合については、都と特別区の「市町村事務」の分担に応じて、都区の協議に基づいて定める

都区間配分の安定化

税財政制度改革、都区の役割分担の変更、その他客観的事由がある場合にのみ変更

団体間協議の特例 (都区協議会)

法令で原則、手続を定め、配分割合等の運用は、都区の協議に委ねる

(都区財政調整制度の概要)

都区間、特別区間の財源調整の仕組み

事務配分の特例、財源の偏在等に対応

特別区の財源保障制度

標準的な行政水準を保つのに必要な一般財源の保障

特別区全体の財源保障

調整三税の一定割合で安定的に確保 (固定資産税、特別土地保有税、市町村民税法人分)

個々の特別区の財源保障

・基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 財源不足額

普通交付金

・災害等年度途中の特別な需要 特別交付金

都区協議会での協議

< 都区の役割分担の原則 >

特別区は基礎的な地方公共団体として身近な行政を都に優先して行う

都の「市町村事務」は、限定される

法令に根拠のない事務の分担については、都区の協議によって決める

(都区制度改革のポイントと税財政制度改革の概要)

巨大都市東京の基礎的な地方公共団体として法定

大都市制度としての都区制度と身近な自治の確立

都区の役割分担原則の法定

特別区優先の原則の明確化と都の役割分担の限定

財政自主権の法的確立

可能な限りの税源移譲

都区財政調整制度を法律上の財源保障制度として確立

税財政制度においても内部団体性を問われる制度を一掃

都区協議会の存置

都区間の独立対等性担保のもとでの法定の協議システム

目的、調整財源、交付の基準等を法定化(自治法282条)

(目的) 都と特別区の間での財源の均衡化

特別区相互間の財源の均衡化

特別区の行政の自主的かつ計画的運営の確保

(調整財源) 固定資産税 特別土地保有税

市町村民税法人分

(交付基準) 調整税の一定割合で特別区がひとしくその行なうべき事務を遂行することができるように交付

総額補填制度、納付金制度の廃止

都区間配分の明確化(役割分担に応じた配分、配分の安定)

算定方法等の改善

地方交付税算定の特例 (都区合算算定)

都区間の事務や財源区分等の特例に応じた個別算定は技術的に困難

交付税は都区合算で財源保障、個々の特別区は都区財政調整制度で財源保障

都の財源超過額 53 (府県分 7 大都市分 46)